

場面に応じた適切な契約書の作成に！

自治体職員のための

すぐに使える

契約書式解説集

法曹有資格者自治体法務研究会 編著

B5判・416頁

定価4,840円（本体4,400円＋税10%）

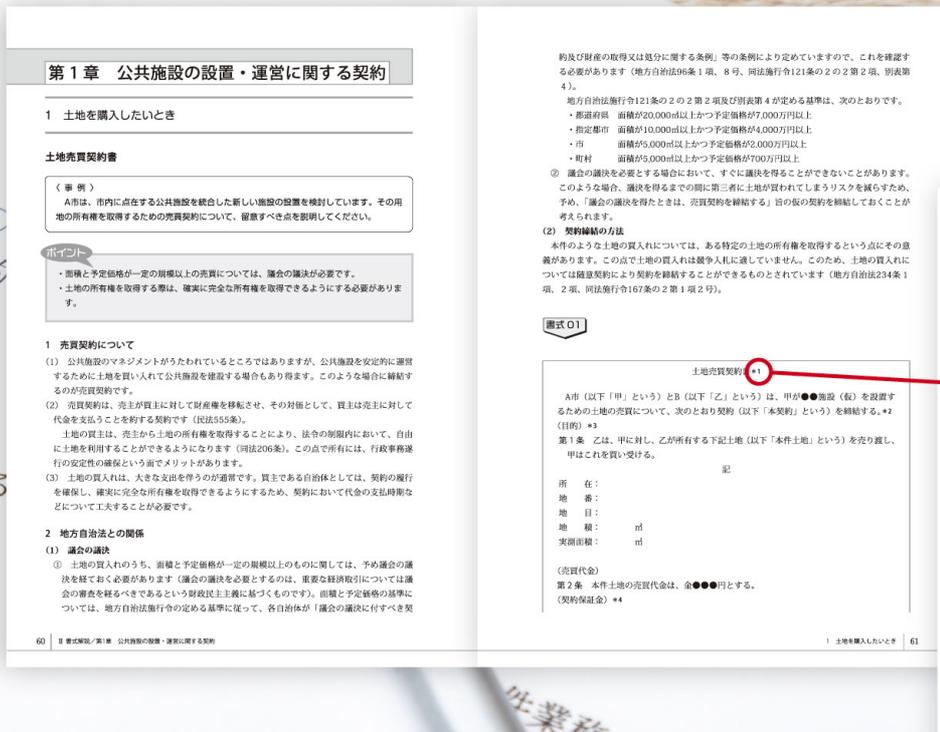
改訂版



改訂内容

改正民法施行後の状況を踏まえ、実用的な書式例を新たに登載！

「民有地に構造物を設置したいとき」の場面解説や「個人情報取り扱いに関する特記事項」「労働者派遣契約書」など。



書式例には詳細な注
を付し、迷いがちな
ポイントも徹底解説

- *1 土地売買契約書は、印刷税法の別表第1の課税物件表第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）に該当し、原則として印紙を貼付する必要があります。ただし、自治体が契約の相手方（自治体以外の者）との間で契約書を2通作成する場合、契約の相手方が保存する契約書は、自治体で作成したもののみなされること（同法4条5項）、自治体で作成した文書は非課税文書と扱われるので（同法5条2号）、これに対する印紙の貼付は不要です。一方で、自治体が保存する契約書は、契約の相手方が作成したものなされるので、原則どおり、その者の負担による印紙の貼付が必要となります。
- *2 売買契約は、目的物と代金が確定し、売主が当該目的物を買主に売り渡し、買主がこれを買い受けることをそれぞれ意思表示することにより成立します（民法555条）。このため、1条と2条でこの点を規定しています。
- なお、目的物は、土地の場合、不動産登記事項簿の記載に依り特定することが一般的であり、所在、地畧、地目、地積で特定します。
- *3 自治体は、義務の履行を確保するため、当該自治体と契約を締結する相手方に規定する率又は額の契約保証金を納付させることを義務付けられており（地方自治法施行令167条の16）、契約保証金の額や減免について、契約事務規則等に定めることが一般的です。本条項は、売買代金が契約締結と同時に引当されることから、契約保証金が免除される場合の規定となります。
- *4 売買代金を一括払いではなく延滞させる場合、地方自治法施行令168条の7第2項の規定に従い、延滞の特約を定める必要があります。
- *5 売渡人の所有する特定物と目的とする売買契約においては、特にその所有権の移転が将来なされるべきとされたものでない限り、契約成立時に買受人に対して直ちに所有権移転の効果が生じるとされています（最二小判昭和33年6月20日民集12巻10号1585頁）。が、契約当事者の合意により変更がなされているので、売渡人としては、所有権の移転時期を代金の完済時まで遅らせるための規定を付けるのが一般的です。ただし、本条項では、売買契約の締結時期と売買代金の支払時期を同時期としている（4条）ため、本条項は、所有権の移転時期を

具体的な35のケースにおける58の書式例を掲載

「土地の購入」「施設の建設」から、「自治体の歌」「キャラクター作成」に至るまで、様々なケースについて具体的な事例を想定し、留意点や関連法条などの解説及び書式例を掲載！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1編 概説

- 1 契約書作成の目的と必要性
2 契約書作成に当たって調査・確認すべき事項
3 契約書の様式
4 契約の当事者
5 一般的条項
6 約款による契約
7 改正民法(債権法)が契約に与える影響

第2編 書式解説

第1章 公共施設の設定・運営に関する契約

- 1 土地を購入したいとき
2 土地を借りりたいとき(普通/定期土地賃貸借契約書)
3 民有地に構造物を設置したいとき
4 土地を交換したいとき
5 所有土地上に公共施設を造りたいとき
6 所有土地上に公共施設を造りたいとき
7 建物を借りて公共施設を設置したいとき
8 建物を借りて公共施設を設置したいとき
9 PFI手法を用いて公共施設を設置したいとき

- 10 公共施設で使用する物品を購入したいとき
11 公共施設の管理運営を民間事業者任せたいとき
12 所有物を売却したいとき
13 所有不動産を売却したいとき
14 所有土地を公益団体に使用させたいとき
15 所有土地を民間事業者に活用してもらいたいとき

第2章 所有物の管理・処分に関する契約

- 16 所有土地を売却したいとき
17 所有土地を民間事業者に活用してもらいたいとき
18 所有土地を公益団体に使用させたいとき
19 所有土地を民間事業者に活用してもらいたいとき
20 所有土地を民間事業者に活用してもらいたいとき

第3章 自治体のPRに関する契約

- 21 自治体の歌を作りたいとき
22 自治体のPRキャラクターを作りたいとき
23 自治体のPRパンフレットや動画を作りたいとき

第4章 税外収入に関する契約

- 24 自治体のホームページに広告を掲載してほしいとき
25 ネーミングライツ契約をしたいとき
26 土地の寄附の申出を受けたいとき
27 金銭・物品の寄附の申出を受けたいとき

第5章 共同事業に関する契約(協定)

- 28 労働局と雇用に関する協定を結びたいとき
29 他自治体と災害対策の協定を結びたいとき

第6章 貸付に関する契約

- 30 借主が死亡してしまったとき
31 奨学金を貸し付けたいとき

第7章 システム導入に関する契約

- 32 新たなシステムを導入したいとき
33 コラム 業務委託なのに?

第8章 業務の委託・委任に関する契約

- 34 業務を外部委託したいとき
35 公金債権の回収を外部委託したいとき
36 個人情報を含む業務の委託契約をしたいとき
37 コラム 学校給食の提供に関する契約

第9章 和解契約

- 38 職員の過失による損害について示談したいとき
39 公用車による事故について示談したいとき
40 市道上の段差が原因のけがについて示談したいとき

参考文献
事項索引

詳細・試し読み・お申込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規

検索

CLICK!



申込書(第一法規刊)

自治体職員のための すぐに使える 契約書式解説集 改訂版

●定価4,840円(本体4,400円+税10%) [コード094128]

申込部数 部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

Table with 2 columns: *代金引換手数料について and *送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者へ現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

Form fields for address (ご住所), name (ご氏名), phone (TEL), and email (E-mail).

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印